



府 公 第 1 4 8 号  
平成 23 年 12 月 1 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 1 号の規定に基づき、諮問します。

記

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の施行に伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 20 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の改正等を行うこと。

政令第 号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

(抄)

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第二項中「、外国人登録原票の写しその他の」を「その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第十六条及び第二十二條第一項から第四項まで並びに第二十七條（第十六条及び第二十二條第一項から第四項までに係る部分に限る。）の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（平成二十四年一月十三日）

二 第二十条の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第三条第一項の政令で定める日

三 第四条、第十七条、第二十四條第一項から第三項まで及び第二十七條（第十七条及び第二十四條第一項から第三項までに係る部分に限る。）の規定 平成二十四年六月九日

四 第九條第一号（租税特別措置法施行令第二十五條の十三第十五項に係る部分に限る。）の規定 平成

二十六年一月一日

(経過措置)

第二条 第十一条及び第十三条から第十五条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第九条の二第一号

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十一条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第二十条において準用する場合を含む。）

三 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第六条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第十四条において準用する場合を含む。）

四 公文書等の管理に関する法律施行令第二十条第一項第一号

2 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（本人であることを示す書類）</p> <p>第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2 利用等規則（法第二十七条第一項に規定する利用等規則をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）に定める書類を国立公文書館等の長に送付して法第十七条の利用請求をする場合には、当該利用請求を</p> | <p>（本人であることを示す書類）</p> <p>第二十条 法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 （同上）</p> <p>2 利用等規則（法第二十七条第一項に規定する利用等規則をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）に定める書類を国立公文書館等の長に送付して法第十七条の利用請求をする場合には、当該利用請求を</p> |

する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他の者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして国立公文書館等の長が適当と認める書類（利用請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を国立公文書館等の長に提出すれば足りる。

する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し、外国人登録原票の写しその他の国立公文書館等の長が適当と認める書類（利用請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を国立公文書館等の長に提出すれば足りる。